

令和3年6月28日

令和3年第2回貝塚市議会定例会会議事項

(議会議案関係)

目 次

議 案		事 件 名	頁
種別	番号		
議会 議案	9	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書の件	1
〃	10	子どもを性犯罪被害から守るために刑法規定を見直すこと等を求める意見書の件	2
〃	11	「こども庁（仮称）」設置を求める意見書の件	4
〃	12	小学校、中学校及び高等学校の入学時におけるランドセル、制服、体操服等の購入や入学金等に係る保護者負担を軽減するための助成制度を早急に創設するよう求める意見書の件	5
〃	13	貝塚市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件	6

議会議案第9号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書の件

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書の件に付随するものとする。

令和3年6月28日提出

提出者 貝塚市議会運営委員会

委員長 阪口芳弘

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に向けた環境整備を求める意見書

1979（昭和54）年、国連はあらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約を採択し、日本は1985（昭和60）年、この条約を批准した。2021（令和3）年現在、189か国が批准している。

さらに1999（平成11）年、条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するために、個人通報制度と調査制度を認めた「女性差別撤廃条約選択議定書」が国連総会で決議・採択され、2000（平成12）年12月末に発効している。2021（令和3）年現在、条約批准189か国中114か国が批准しているが日本はまだこれを批准していない。

選択議定書の個人通報制度とは、条約で保障された人権を侵害された被害者が、国内の救済手続きを尽くした後、条約機関に申立てを行うことができ、条約機関がこれを審査して見解を出すという制度である。条約機関が通報者の人権侵害を認める見解を出したとしても、この見解は当該締約国に対し法的な拘束力を持つものではないが、国際的にも国内的にもその影響は小さくない。

このような選択議定書を批准することにより、締約国は国際的な人権基準に基づき女性の人権侵害の救済と人権の保障をより強化できる。

女性差別撤廃条約の実効性の確保を図ろうとする国際的動向の下で、日本政府は選択議定書の審議に参加し、決議に加わったものである。

しかし、日本は男女格差を測る「ジェンダーギャップ指数2020」が153か国中121位に後退している。新型コロナウイルスの感染拡大で非正規職員の雇止めをはじめ、特に女性への影響が大きい。女性差別撤廃条約が採択されて40年を超え、女性に対する差別を撤廃し、男女平等社会を実現するためのさらなる施策が急務となっている。

政府は、第5次男女共同参画基本計画で「女性差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。

よって本市議会は国に対し、我が国の司法制度や立法政策との関連課題等が早急に解決されるよう環境整備を進め、女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月28日

貝塚市議会

議会議案第 10 号

子どもを性犯罪被害から守るために刑法規定を見直すこと等を求める意見書の件

子どもを性犯罪被害から守るために刑法規定を見直すこと等を求め、本市議会は次のとおり意見書を提出するものとする。

令和 3 年 6 月 28 日提出

提 出 者 貝塚市議会運営委員会

委 員 長 阪 口 芳 弘

子どもを性犯罪被害から守るために刑法規定を見直すこと等を求める意見書

性犯罪は被害者的心身に大きな後遺症を残し、その後の人生を左右する魂の殺人であり悪質な犯罪である。

多くの性被害当事者の声が届き、2017（平成 29）年に刑法の性犯罪に関する規定が大幅に改正されたが、性暴力の実態が十分に反映されたとは言えず、課題が積み残された。現在も、法務省の性犯罪に関する刑事法検討会にて議論が続けられているが、刑法を性被害の実態に即したものに改正し、関連法整備や性被害者支援施策の強化を早急に行うことが必要である。

性交同意年齢については、明治時代に制定されて以来、「13 歳以上」との規定のままとなっている。この規定により、性犯罪被害者が 13 歳以上の場合、裁判で暴行脅迫が立証できなければ、加害者は罪に問われない状況となっている。そのため、2019（平成 31）年 3 月には、無罪とされる判決が相次ぎ、被害者の同意のない行為だと裁判で認定されながらも被害者の状態が抗拒不能状態だったとするには合理的な疑いが残るとして無罪となったケースもあり、改正後の規定でもなお不十分であることが指摘されている。

また、改正後も、罪が成立する為に要求されるハードル・要件が非常に高いままとなっており、刑法の規定において、強制性交等罪・強制わいせつ罪等は「暴行」「脅迫」、準強制性交等罪・準強制わいせつ罪等は「心神喪失」「抗拒不能」が起訴の要件となっている。

さらには、性犯罪被害者の年齢が幼い事例もあり、その時点では、性知識が不足しており、自身が被害を受けても何をされているか判断できないという問題もある。そうしたことからも、被害者が表立って声を上げるには長い年月がかかり、その被害を認識し、被害届を提出したいと願い出た時には、時効を迎えているというケースも少なくはないと言及する。

以上の刑法規定に関する事項に加えて、未成年者を性犯罪被害から守るには、加害者が再犯者である事件も多いことから、再犯防止の取組みを強化することも重要な視点である。

よって本市議会は国に対し、子どもを性犯罪被害から守るために、未成年の性犯罪被害者が置かれていた実態や環境等を考慮した刑法規定の見直しや法改正等を行うよう、下記の事項について強く要望する。

記

1. 地位・関係性等の立場を利用した性交についての処罰規定の創設や、性交同意年齢の引き上げ、公訴時効の期間延長などの課題について再検討を行い、性被害の実態に即した法改正に取り組むこと。

1. 未成年者を性犯罪被害から守るための加害者再犯防止の取組を国が主体となって進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 6 月 28 日

貝塚市議会

議会議案第 11 号

「こども庁（仮称）」設置を求める意見書の件

「こども庁（仮称）」設置を求め、本市議会は次のとおり意見書を提出するものとする。

令和 3 年 6 月 28 日提出

提 出 者 貝塚市議会運営委員会

委 員 長 阪 口 芳 弘

「こども庁（仮称）」設置を求める意見書

家庭、学校、地域等を問わず、子どもの命や安全を脅かす深刻な状況が続いている。

新型コロナウイルス感染症による混乱が続いた 2020 年は、児童虐待で死亡した児童は前年より増加し 61 人、自ら命を絶った児童生徒は 500 人近くに上る一方、平成 30 年に公表された厚生労働省の「2040 年を見据えた社会保障の将来見通し」では、子育て関連支出の対 GDP 比率は 1.7% と先進諸外国と比較しても著しく低いままの水準である。

一人ひとりの子どもが健やかに育つこと、子どもの権利条約の理念を十分に踏まえ、子どもが自分の意思で楽しく生きられる環境を整えること、子どもを持ちたい・育てたいと願う人々に寄り添い、子どもを産み育てやすい日本とするため、わが国は今こそ「こども最優先（チルドレン・ファースト）」の子ども・子育て施策に大きく舵を切るべき時である。

府省庁間の縦割り行政の弊害、不妊治療・妊娠・出産や教育費などに対する負担感、虐待などに対するやり場のない不満や保育と教育の質についての不安など、子育て世代に共通する多くの悩み・課題に応えるため、府省庁間の連携を確保するとともに、国・都道府県・市区町村一体となったチルドレン・ファーストの子ども行政を実施しなければならない。

よって本市議会は国に対し、「こども庁（仮称）」の創設をはじめ、チルドレン・ファーストの行政の推進を実現するため、下記の事項について強く要望する。

記

1. 専任の所管大臣によって率いられる「こども庁（仮称）」を新たに創設すること。
1. 「こども庁（仮称）」には、子どもに関する課題（子どもの虐待、自殺、事故、不登校、いじめ、貧困、DV、非行、教育格差等）の網羅的・一元的把握と医療・保健・療育・福祉・教育・警察・司法等の各分野における子ども関連施策について、縦割りを克服し府省庁横断の一貫性を確保するための総合調整、政策立案、政策遂行の強い権限をもたせること。
1. 「こども庁（仮称）」の指揮のもと、チルドレン・ファーストの子ども行政の推進にあたっては、国の施策のみならず都道府県、市区町村間での連携にも十分に留意するとともに、行政の手続きについて、デジタルを活用し簡素化、情報連携を図ること。
1. 「こども庁（仮称）」の採用や人事のあり方や専門人材の育成のあり方については、所管内容をよく論点整理した上で、実効性のあるものとすること。
以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 6 月 28 日

貝塚市議会

議会議案第 12 号

小学校、中学校及び高等学校の入学時におけるランドセル、制服、体操服等の購入や入学金等に係る保護者負担を軽減するための助成制度を早急に創設するよう求める意見書の件
小学校、中学校及び高等学校の入学時におけるランドセル、制服、体操服等の購入や入学金等に係る保護者負担を軽減するための助成制度を早急に創設するよう求め、本市議会は次のとおり意見書を提出するものとする。

令和 3 年 6 月 28 日提出

提 出 者 貝塚市議会運営委員会

委 員 長 阪 口 芳 弘

小学校、中学校及び高等学校の入学時におけるランドセル、制服、体操服等の購入や入学金等に係る保護者負担を軽減するための助成制度を早急に創設するよう求める意見書

令和元年 12 月 18 日に公表された文部科学省の「平成 30 年度子供の学習費調査」によると、学年別で小学校、中学校及び高等学校のそれぞれ第 1 学年において学習費総額が大きく跳ね上がる傾向にあり、その要因として入学時におけるランドセル、制服、体操服等の購入や入学金等に係る費用負担が考えられる。

国において、幼児教育の段階的無償化、義務教育段階における就学援助、高等学校等就学支援の充実などの教育費負担軽減に加え、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化、令和 2 年 4 月から私立高等学校授業料の実質無償化がそれぞれ開始されたことに伴い、大阪府が実施する「私立高等学校等授業料支援補助金制度」に係る予算、約 200 億円のうち約 65 億円が毎年度軽減されることとなったところであり、当該軽減された財源を活用し、家庭の経済事情に左右されることなく、誰もが希望する質の高い教育を受けられるよう、さらなる子育て世帯の負担軽減策を拡充させていくことが極めて重要であると考える。

よって本市議会は大阪府に対し、大阪府が広域自治体の役割として実施している、市町村の「乳幼児医療費助成制度」に対する補助制度のように、小学校、中学校及び高等学校の入学時におけるランドセル、制服、体操服等の購入や入学金等に係る保護者負担を助成する市町村に対し、財政負担が大幅に軽減できるよう支援制度を早急に創設するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 6 月 28 日

貝塚市議会

議会議案第 13 号

貝塚市議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

貝塚市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 28 日提出

提 出 者 貝塚市議会運営委員会

委 員 長 阪 口 芳 弘

貝塚市条例第 号

貝塚市議会委員会条例の一部を改正する条例

貝塚市議会委員会条例（昭和42年貝塚市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「残任する」を「在任する」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第5条ただし書を削る。

第7条第1項中「が会議にはかって指名する」を「の指名による」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「申し出」を「申出」に改め、「会議にはかって」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。